

モンゴルにおける駐在員事務所の設立

I. 概要

2013年11月に新投資法が改正されたことにより、モンゴルにおける駐在員事務所の設立登記はモンゴル登録局が担当することとなった。しかし、法改正後間もないこともあり、関連規則や手続き等が未だ明確に定まっていないのが現状である。

II. モンゴル登録局へ提出する書類

1. 申請書類

原本はモンゴル語で作成する必要がある（追加で日本語もしくは英語で作成した書類の提出を要求される場合もある）

2. 駐在員事務所設立に関する取締役会の決議

原本はモンゴル語表記であることが求められる（追加で日本語もしくは英語で表記された決定の提出を要求される場合もある）

同決定にて、駐在員事務所の代表を選任する必要がある

3. 駐在員事務所の代表のパスポートの認証コピー

4. 駐在員事務所の代表の履歴書（モンゴル語）

4. 会社登記簿の認証コピー（モンゴル語訳も併せて提出）

5. 会社定款の認証コピー（モンゴル語訳も併せて提出）

6. 駐在員事務所の定款

原本はモンゴル語で作成する必要がある（追加で日本語もしくは英語で作成した書類の提出を要求される場合もある）

7. 駐在員事務所の賃貸契約書（モンゴル語）

III. 必要経費

印紙税：1,100,000 トグロク（約700米ドル）

公証費用：約100米ドル

IV. 所要時間

モンゴル登録局に申請書類を全て提出後、約 14 日で登録が完了する。